

大和高田市マスコットキャラクターみくちゃん
ツイッター運用ポリシー

第2版

令和3年4月1日

大和高田市地域振興部まち振興課

制定・改定履歴

制定・改定日	版	内容
令和 2 年 4 月 1 日	第 1 版	新規制定
令和 3 年 4 月 1 日	第 2 版	組織改正に伴う課名変更

1. 本ポリシーの趣旨

このポリシーは、大和高田市マスコットキャラクターみくちゃん（以下「みくちゃん」という。）のツイッター（以下「本課ツイッター」という。）を運営し、身近な情報やイベント・行事のほか、市政に係る情報を発信するに当たり、大和高田市ソーシャルメディア利用ガイドライン（平成28年6月24日市長決裁）に基づき、本課ツイッターを適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

このポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） ツイッター

Twitter, Inc.が運営するインターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。

（2） ユーザー名

ツイッターの利用者が当該利用者を識別するためにツイッターに登録した名称をいう。

（3） アカウント

ツイッターを利用するためのユーザーIDをいう。

（4） パスワード

本ポリシーにおいてはツイッターを利用するためのユーザーIDを認証するために必要なパスワードを指す。

（5） ツイート

ツイッターに投稿された記事をいう。

（6） 返信

ツイートに対して投稿者あるいは閲覧者が投稿した記事をいう。

3. 本課ツイッターの運用

（1） 本課の職員（以下「運営者」という。）は、本課ツイッターを運用し、その運営管理者は、まち振興課長（以下「本課長」という。）とする。

（2） 本課ツイッターのユーザー名は「@mikuchann39」とする。

（3） 本課ツイッターのパスワードは、本課長が定める。

（4） 本課ツイッターのパスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない。

（5） なりすましを防ぐため、本課ツイッターのリンクを市のホームページに掲載しなければならない。

4. 本課ツイッターにおける投稿

- (1) 運営者は、本課ツイッターの運用においては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 14 号）その他関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 本課ツイッターにおける投稿は、大和高田市決裁規程（平成 9 年訓令第 6 号。以下「決裁規程」という。）の規定に基づく決裁を経た上で行わなければならない。ただし、次に掲げる情報についての投稿を行う場合は、この限りでない。
 - ① 既に市のホームページ、広報誌等に掲載されているイベント、行事、競技会、市政についての情報
 - ② ①の情報の結果、報告その他既知の事実についての情報
 - ③ 法令等で定められている内容の情報
- (3) 本課ツイッターにおける 1 日の投稿数は、原則として 3 件までとする。ただし、本課長が公益上必要と認める場合は、この限りでない。
- (4) 写真を投稿する場合は、権利者の使用許諾を得る等肖像権や著作権を侵害しないようにしなければならない。
- (5) 一旦発信した情報は、インターネットを通じて瞬時に拡散し、完全に削除することが不可能となるため、投稿の内容が機密情報の漏えい等につながるおそれがないか等、情報発信する前にその影響を十分に再確認しなければならない。
- (6) 運営者は、本課ツイッターにおける投稿に対して攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応しなければならない。
- (7) 本課長は、本課ツイッターにおいて投稿した情報が他者を傷つけ、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。

5. 禁止事項

運営者は、本課ツイッターにおいては、次に掲げる情報についての投稿を行い、又は、それらの内容を含むホームページ等を紹介してはならない。

- (1) あらゆる個人情報（他の情報を照合することにより特定の個人を識別することができる情報を含む。）。ただし、本人の同意を得ている場合を除く。
- (2) 他者を誹謗中傷する内容を含む情報
- (3) 人種、思想、信条、職種等により差別し、又は差別を助長させる内容を含む情報
- (4) 職員の個人的な状況や意見等の内容を含む情報（職務上発信することが必要な情報を除く。）
- (5) 法令等に違反する行為をあおる内容を含む情報

- (6) 職務上知り得た秘密に関する情報
- (7) わいせつな内容を含む情報その他の公序良俗に反する内容を含む情報
- (8) 信頼性に乏しい情報
- (9) 市の施策の意思形成過程に関する情報（パブリックコメントが実施されている場合を除く。）
- (10) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害する情報
- (11) 大和高田市情報セキュリティポリシー（平成16年2月20日市長決裁）において取扱いに注意を要すると定義されている情報及び取扱制限に抵触する情報

6. 返信の制限

- (1) 運営者は、本課ツイッターにおいて、返信を行ってはならない。ただし、本課長が公益上必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 本課長は、本課ツイッターにおいて返信を行わない旨を本課ツイッターページのプロフィール欄及び市のホームページに明示しなければならない。

7. アカウントの保護

- (1) 二段階認証やワンタイムパスワード等、アカウント認証の強化策が提供されている場合は、可能な限り利用しなければならない。
- (2) ログインに利用する端末を紛失したり盗難されたりした場合、その端末を悪用されてアカウントを乗っ取られるおそれがあるため、当該端末の管理は厳重にしなければならない。
- (3) ログインに利用する端末が不正アクセスされると、その端末が不正に遠隔操作されたり、端末に保存されたパスワードが窃取されたりするおそれがあるため、端末には最新のセキュリティパッチの適用やウィルス対策ソフトウェアの導入を行いセキュリティの確保に努めなければならない。
- (4) なりすましが発生していることを発見した場合は、市のホームページにてなりすましアカウントが存在することの周知を行い、また、信用できる機関やメディアを通じて注意喚起を行わなければならない。
- (5) アカウント乗っ取りを確認した場合には、被害を最小限にするためパスワードの変更とアカウントの停止を速やかに実施し、市のホームページ等で周知を行うとともに、広報主管課に報告しなければならない。

8. パスワードの変更

- (1) 本課長は、毎年本課ツイッターのパスワードを変更しなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、本課長は、次のいずれかに該当するときは、ツイ

ッターのパスワードを変更しなければならない。

- ① 情報発信責任者が異動したとき
- ② 情報発信責任者を変更しようとするとき
- ③ パスワードの漏えいのおそれがあるとき
- ④ アカウントの乗っ取りが発覚したとき
- ⑤ その他パスワードを変更する必要があると認めるとき

9. 本課ツイッターの廃止又は停止

- (1) 本課長は、本課ツイッターの運用の廃止をしようとするときは、あらかじめ広報主管課長に協議しなければならない。
- (2) 本課長は、本課ツイッターの運用を継続することが困難となった場合は、その理由を市のホームページに明記し、本課ツイッターの運用を速やかに停止し、又は本課ツイッターを廃止するものとする。
- (3) 本課長は、本課ツイッターの利用及び管理に関し、法令違反その他の不正な利用があったときは、速やかに本課ツイッターの運用を停止するものとする。

10. その他

このポリシーに定めるもののほか、このポリシーの実施について必要な事項は、本課長が定める。